

平成30年6月18日

岩手県内自動車運送事業者 各位

東北運輸局岩手運輸支局

「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」及び「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正について

標記について、別添のとおり平成30年6月7日付けで改正されましたので、貴社におかれましても運転者に対して指導監督を実施する際には、指導監督マニュアルを活用されますよう願います。

【国土交通省ホームページ参照】

<https://www.mlit.go.jp/iidosha/anzen/03safety/instruction.html#press20120410>